

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成 26年 7月 25日				
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽菟田町1番地		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) メテック株式会社 代表取締役社長 北村 隆幸 電話 075- 661- 4900				
主たる業種	電気めっき業	細分類番号	2	4	6	4
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ				
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで					
基本方針	「創造力を集め、より良い製品造りをモットーに自己の総意を尽くして社会に貢献し、私たちの生活環境を豊かにし、知性を高める」					
計画を推進するための体制	社長を責任者とするマネジメント組織を構成しており、その中で省エネなどの取組を行っています。(部門毎に、1回/月の進捗管理を実施しています)					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	2,866.3 トン	2,970.3 トン	2,734.6 トン	2,684.2 トン	-2.4 パーセント
	評価の対象となる排出の量	2,819.7 トン	2,970.3 トン	2,734.6 トン	2,684.2 トン	-0.8 パーセント
実績に対する自己評価		総量では、平成24年・25年度と低減しており、25年度では評価の対象となりうる量で、約5%の削減という結果でした。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	1.98	1.94	1.86	2.07	-1.18 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		原単位では、平成25年度で約4.5%の増加となり、総加工売上上の伸びが少なく、顧客からのコスト削減協力依頼も影響し、達成出来ませんでした。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考
		42.0 台	52.0 台	57.0 台	57.0 台	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	重点対策シートの項目について理解不足もあり、メーカーへの確認も含めるところから実施しました。				
	(24)年度	特に目標値管理について、エネルギー使用量の原単位1%削減に取り組みました。				
	(25)年度	進捗はありませんでしたが、省エネの取組は継続し、コンプレッサーの設定値変更、蛍光灯のLED化、チラーの更新による省エネなど実施しています。				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	第2, 3週の金曜日はノーマイカーデーとし、協力を求める。また、新規の自動車通勤を原則として認めない。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	現在、一部の人に偏っているが、実施率を上げるよう取り組む事とした。当初、自動車通勤18台を12台にし、6台の通勤車を減らした				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	油小路北部地区美化活動(1回/月)に参加しています。また、会社(近鉄上鳥羽口駅)周辺美化活動(1回/月)を実施しています。					
特記事項	平成25年9月1日より、メテック北村株式会社からメテック株式会社へ社名変更致しました。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。